

中途採用等支援助成金（U I J ターンコース）のご案内

東京圏から地方への移住者を採用するための経費の一部を助成します。就職説明会や募集・採用パンフレットなど、その移住者の採用活動に要した経費の額に応じて助成金が支給されます。

[HPはこちら](#)



① 対象となる事業主

採用計画期間内に、対象労働者1人以上を雇い入れた事業主の方が対象となります。

対象となる労働者の要件

- 東京圏からの移住者（裏面Q1参照）であること
- 地方公共団体が開設・運営するマッチングサイトに掲載された当該事業主の求人※1に応募していること
- 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられること
- 継続して雇用する労働者※2として雇い入れられること

※1 移住支援金（裏面Q1参照）の対象として掲載された求人であって、都道府県労働局長の認定を受けた計画に関する事業所の求人に限ります。

※2 対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して1年以上であることをいいます。

② 助成の対象となる経費

対象となる労働者の採用活動に要した次の経費が対象となります。

- ◆ 募集・採用パンフレット等の作成・印刷経費
- ◆ 自社ホームページの作成・改修経費
- ◆ 就職説明会・面接会・出張面接等の実施経費（出展料、会場借料、採用担当者の旅費・宿泊費、使用資料の作成・印刷・送料費用など）
- ◆ 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業紹介事業者等）によるコンサルティング費用（令和2年4月1日以降に提出された計画書に基づく経費のみ対象となります。）

注意！

- 以下の経費は対象となりません
 - ・ 民間有料職業紹介事業の利用料
 - ・ 求人情報誌や求人情報サイトへの掲載料など
- 就職説明会などの実施経費のうち採用担当者の旅費・宿泊費には、それぞれ上限額があります

③ 助成額

上記②助成対象経費の合計額に、助成率を乗じた額を支給します。

	助成率	上限額
中小企業	1 / 2	100万円
中小企業以外	1 / 3	100万円

裏面に、本助成金に関するQ&Aを掲載しておりますので、ご参照ください。

